

真田町長が訪ねた

勉強会へ参加した会員やセンター職員も交え、パソコン操作を教わる真田町長



夢ネット・いながわ

21世紀の主役たち

地域の人材を活かし、みんなが助け合えるまちにしたいと、平成12年9月に設立されました。社会福祉協議会のパソコン・ボランティアグループにも登録され、地域のサポート役として活動されています。

町長 今やインターネットは、時代の主流です。皆さんの活動で、大勢の人がパソコンを覚え、仲間づくりができるといいですね。

代表 会では、パソコンの基本的なことをサポートできるようにするため、週1回勉強会をしています。メンバーは16名で、20代から60代が活動しています。

町長 パソコンを自在に使えたらいいですね。代表 初めは難しいかもしれませんが、すぐに慣れます。

会員 例えばインターネットはいろんな話題や知りたいことが居ながらしてわかり、楽しみが増えます。

町長 パソコンはそばに教えてくれる人がいてください。

人の輪を広げたい

町長 これからの夢はなんですか。

代表 人と人との関わりを大切に、楽しく愉快地に人の輪を、このセンターを拠点として広げたいと思います。要望があればハンディのある方や未経験者のサポートも行いたいと思います。気軽に声をかけて欲しいです。

町長 ご活躍を期待します。私にもぜひ教えてください。

人権作文

学校って、1年生の時とかは、ただ勉強して頭をよくするためにだけにあると思ってた。でも、2年生になって、やっと友達を作った。友達とつながるために勉強するようになった。1年生の時、ようち園に行っていた友達としかしゃべれなかった。2年生になって、30人ぐらい友達ができた。3年生になって、10人ぐらいふえた。3年生が一番楽しくて、友だちを作った。

学校って楽しい

ちとなかよくなった。そのことがうれしくてうれしくてたまらない。3年生になって、とってもうれしい。4年生になったから、もっと友達と遊ぶようになった。早く4年生になりたい。3年生で一番楽しい時間は、きゆう食の時。だって、いろいろなのはんと大わらいして食べられるから。

11月、12月、1月、2月、3月のはんがすこく楽しかったです。

学校は、そのためにあるんだなあと思いました。

猪名川小学校4年 福田翔太さん(同校3年のときの作品)

ご意見・ご提案ありがとうございました

「猪名川町不法投棄防止条例及び施行規則」に対する

パブリックコメントの意見と町の考え方

本町では、まちづくりを進めるにあたって、町の重要な計画などを立案する際に、情報を公開して住民の皆さんの意見を募集し、検討結果を公表する「パブリックコメント制度」を導入しています。

今回、その第3回目として「猪名川町不法投棄防止条例及び施行規則」について、平成16年3月1日から同31日の間、その素案を公表し、皆さんの意見を募集しました。その結果、3人から3件のご意見をいただきました。いただいたご意見と、これに対する町の考え方(概要)をお知らせします。

詳細は、生活環境課で閲覧でき、町ホームページでも紹介しています。

問い合わせは、生活環境課(766・8712)へ。

意見など	町の考え方
不法投棄の発見に関すること	
町内のごみ不法投棄について、私も心を痛めている者です。現在、郵便配達員に発見協力を依頼されているようですが、郵便配達員は住宅のある地域しか通りません。しかもバイクでスピードをあげて通ります。ごみは住宅のない山の中とか峠などに不法投棄されています。このような状態で郵便配達員に不法投棄されたごみを発見してもらうのは、とても無理ではないでしょうか。	不法投棄は、堆積する前の段階で早急に撤去しなければ、新たな不法投棄を誘発することになります。このことから、日々町内を広く範囲にわたって配達業務などを行っている郵便外務員が、確認できた範囲で情報提供をいただくこととしています。不法投棄場所は、山間部のみでなく住宅地であっても人目のつかない場所や集落と集落の間にも投棄される場合があります。このため引き続き協力願うこととし、加えて、本条例によりウォーキングやジョギングをする方も含めた、住民の皆さんからも広く情報提供をいただき、不法投棄の防止を目指していきます。
今、毎日、ウォーキングやジョギングをしている人が猪名川町内でも大変多いです。彼らは住宅地より先述の山や峠をよく通ります。特にウォーキングする人は、近くの山や峠をゆっくり見ながら通ります。だからそこに不法投棄があれば、緑の中に白なのですぐわかります。現に私は阿古谷の池のそばの不法投棄を連絡して取っていただいたことがあります。	また、夜間については、生活安全アドバイザーが不定期ではありますが、毎週1回程度よく投棄される箇所を中心にパトロールをしています。最近では、他の自治体において監視カメラを設置し効果をあげているところがありますが、費用が高額となることから、費用対効果を含め検討している状況です。
しかし、もっと肝心なことは不法投棄の犯人をつきとめることです。不法投棄は夜、山の中にされて、しかも土曜日から日曜日の未明にされることが多いと思われますので現行犯を捕まえるのは難しいですが、お金をかけてでも夜間警備をすれば効果はあると思うのですが。	
不法投棄の監視に関すること	
猪名川町は、自然の河岸、谷などあり、不法投棄をする者にとってもある意味魅力的な地形、地勢ではないかと思っています。	ご意見をいただいた路上での検査は、主に営利活動の結果排出される産業廃棄物の投棄防止を目的とするものです。産業廃棄物に係る事務は、廃棄物処理法により県が行うこととされており、15年度には兵庫県が中心となって近隣市で路上検問を実施し、一定の成果をあげています。本町においても町域での検問実施を県に働きかけてまいります。
つまり、町外から持ち込まれる廃棄物が結構あるのではないかと考えます。町外から町内へは、県道、都市計画道を経由して持ち込まれると思いますから、近隣の市町とも連携しながら一斉摘発(路上での検査)などの措置を講じることができたら、と思います。	また、報償については、車のナンバーや車体に表示されている屋号などの情報により、投棄者が判明した場合を対象としており、この報償制度によって住民全員が監視者となり不法投棄の防止を目指します。なお、ご意見にあるように不法投棄の現場を発見したら、トラブルを避ける意味でも無理に注意をせず、上記を確認のうえ、町役場または警察に連絡してください。
町が行う不法投棄防止対策に関すること	
条例中「町が行うこと」の中で、「不法投棄の防止に努めるとともに...」となっていますが、行政のやる気、実行の姿勢が弱い。具体的には不法投棄されないように三田市のように立看板、不法投棄防止のガードレールなど行政がまずやることがありますので、そのことを町が行うことの中に、具体的にに入れてください。	については、現在、町における不法投棄防止対策として、月に1回、町全域をくまなく回り、ごみを発見すれば撤去する環境パトロールの実施、啓発看板の設置、投棄情報が寄せられた場合の即時撤去を実施しています。15年度の町による撤去は、180件、18.1tでした。今後においても三田市のみならず他市町の取り組み状況などを研究し、有効な施策があれば取り入れてまいりたいと考えています。
三田市がやっていることを重要な参考(意見)として条例の中に入れてください。	しかし、条例で規定する内容は、施設の設置・管理に関すること、住民などの権利を制限したり、義務を課す場合の取り扱いなどがあり、その制定・改正は議会での議決が必要となるため、通常は詳細な事業内容までは記載しておりません。
不法投棄した者を「どうして」相手を見つけ出すのですか。素朴な疑問です。	ご意見をいただいたように条例中に具体的な事業を明記すれば、新規事業実施時に上記の手続が必要となり社会情勢の変化などに、的確に対応できないため、好ましいことではないと考えます。
	については、条例に規定する住民などからの情報提供や、投棄物の中からの証拠物があつた場合には、警察と協力し、投棄者の特定に努めています。

やまだ 山田 麗太郎くん
1歳7カ月(木津)



大好きな曲をかけるとお尻をブリブリ踊ってしまう麗太郎。次はどんな歌声を聴かせてくれるのかな。

父 哲也・母 通代さん

こなか 小中 玲奈ちゃん
1歳4カ月(杉生)



いつも元気いっぱい外で遊ぶのが大好き!たくさん食べてたくさん遊んで大きくなってね。

父 和矢・母 幸子さん

はいポーズ